

**平成24年度 事務事業評価シート**

<b>事業の概要</b>	事務事業名	後期高齢者福祉医療費給付事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	保険年金課			
	事業期間	平成20年度			～	平成30年度以降		担当係	医療係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		11 地域医療		5 国民健康保険事業・公費助成医療の適正な運営を図る				
		副目的	13-4								
	予算区分	款	3	項	2	目	3	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	小牧市福祉給付金支給要綱									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %		委託	0 %		助成	0 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	福祉医療を受給していた人が65歳以上となり、後期高齢者医療制度に加入することで、継続して医療費助成が受けられるよう後期高齢者福祉医療費として保険診療に係る自己負担分を助成し、安心して必要な医療が受けられるようにするとともに経済的負担の軽減を図る。									
	内容 (手段)	<p>65歳以上の後期高齢者医療制度に加入する身体障害者手帳1級～3級を所持する者、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者、ひとり暮らし、寝たきり又は認知症等の高齢者に対して、医療費受給者証を交付し受給者の資格管理を行った。県内医療機関(柔整、はり・灸等を含む)における保険診療の自己負担分は現物給付で、県外医療機関での受診、補装具等の自己負担分は償還払いで医療費の助成を行った。医療費の資格管理として過誤調整や高額療養費との調整を行い医療費の適正化を図った。</p> <p>※後期高齢者医療費給付事業については、ひとり暮らし高齢者の医療費助成以外は、県補助対象事業になり県が1/2を補助する。また、県補助対象分の現物給付分の審査支払手数料につき県が1/2を補助する。</p> <p>直接経費の内訳(H23決算額) 198,352,825円          ・手数料(医療費算出・請求事務費) 2,525,819円          ・扶助費(医療費の助成金) 195,827,006円</p>									
受益者負担	無										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
<b>コスト</b>	<b>費用</b>	直接経費	千円	197,383	208,723	198,352	239,684	
		正職員	従事者数	人	0.40	0.40	0.30	0.30
			人件費	千円	2,127	2,127	1,595	1,595
		その他職員	従事者数	人	0.05	0.10	0.70	0.80
			人件費	千円	90	119	1,109	1,393
		費用合計		千円	199,600	210,969	201,056	242,672
	対前年比		%		105.6	95.3	120.6	
<b>財源</b>	一般財源		千円	105,889	115,273	105,276	128,435	
	国・県支出金		千円	93,711	95,696	95,780	114,237	
	その他財源		千円	0	0	0	0	

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	受給者数	人	目標		—	—	—
実績				1,900	1,965	2,004	
受診件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		55,588	55,972	57,522	
医療費助成額	円	目標		—	—	—	—
		実績		194,651,899	206,165,384	195,827,006	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	一人当たりの助成額	円/人	目標		—	—	—
実績				102,448	104,919	97,718	
一件当たりの助成額	円/件	目標		—	—	—	—
		実績		3,502	3,683	3,404	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	受診件数、受給者数ともに毎年増加し制度の周知が図られており、対象となる高齢者の経済的負担が軽減され、必要な医療を受けられている。
	事業実施における課題等		限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度としていく必要がある。
	事業を縮小・廃止したときの影響		経済的自立が難しい福祉医療受給者が高齢者となり後期高齢者福祉医療費支給事業の対象者となったものであり、医療費の自己負担分の助成を廃止・縮小することは、対象家庭の経済的な負担を増加させ、市民サービスの低下となり、対象者が安心して必要な医療を受けづらくなる。
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	県における福祉医療制度の見直しや近隣市町村の福祉医療制度の助成状況を勘案しながら事業を進めていく必要がある。現状では対象者等を含め適切な助成であると考えている。	
	改善案等	資格取得や転入等の機会を捉え新規受給者を中心に制度の周知に努めるとともに、受給者の資格管理等を徹底し適正な医療費の助成を図っていく。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。